

議事要旨(5) IFRS適用課題対応専門委員会における検討状況

冒頭、関口常勤委員より、第 327 回企業会計基準委員会において議論した IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ決定 (案) 2 件への対応案について、コメント・レターを送付すべきか否か、また送付する場合のコメント・レター (案) の内容を含め、改めて審議をお願いする旨説明がなされた。

対応案についての委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - IFRS 第 9 号「金融商品」及び IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」一条件変更された金融資産の認識の中止、並びに、IAS 第 16 号「有形固定資産」及び IAS 第 38 号「無形資産」一資産購入に係る変動支払の 2 つのアジェンダ決定 (案) についてコメント・レターを提出する意義は、前回の委員会で発言したとおり、あると考えている。しかし、両コメント・レター案における概念フレームワークの見直しにおいて検討することを提案する記述については、却って議論を混乱させる可能性もあり、本論点が概念フレームワークに関わるものではないとも考えているため、当該記述を削除することを検討してはどうか。
 - 仮に概念フレームワークの見直しにおける検討について記載するのであれば、「現在の概念フレームワークは本論点を扱うのに必ずしも有用ではないため、概念フレームワークの有用性が増すような検討が必要となる」といった表現を加えてはどうか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 今回審議対象としているアジェンダ決定 (案) の論点は、複数の基準に関連する横断的な論点であるため、個別の基準において議論するよりも、概念的な整理をもって対応すべきものと考えている。このため、条件変更された金融資産の認識の中止及び資産の購入に係る変動支払について、概念フレームワークにおける認識の中止や負債の定義の議論が、考え方についてヒントを提供することに期待するという記述としている。
 - 当委員会は、概念フレームワークが今後の IASB における首尾一貫した基準開発に役立つものとなることを期待するというコメントを、IASB 公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」に対して行っており、今回のコメント案もそれと一貫したものと考えている。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 企業会計基準委員会の今回のコメントが、IASB 公開草案「財務報告に関する概念フ

レームワーク」に対するコメントと一貫したものとなることは重要だが、その意図が明確に IFRS 解釈指針委員会に伝わる様に工夫してはどうか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 概念フレームワークに期待する点を具体的に記載することで対応したい。

最後に、文案の見直しを行うことを前提に、コメント・レターをIFRS解釈指針委員会に提出することが了承された。

以 上